

県内の「一の宮」

【備前国】

吉備津彦神社（岡山市北区一宮）

石上布都魂神社（赤磐市石上）

安仁神社（岡山市東区西大寺一宮）

備前に一宮が三社あるのは時代によって有力とされる神社が変遷したためと思われる。

【備中国】

吉備津神社（岡山市北区吉備津）

【美作国】

中山神社（津山市一宮）

二十二社一覧

No	社 名	鎮座県	社 格
上七社			
1	神宮（伊勢神宮）	三重県	式内社
2	石清水八幡宮	京都府	官幣大社
3	賀茂別雷神社（上賀茂神社）	京都府	式内社・官幣大社
	賀茂御祖神社（下鴨神社）		
4	松尾大社	京都府	式内社・官幣大社
5	平野神社	京都府	式内社・官幣大社
6	伏見稲荷大社	京都府	式内社・官幣大社
7	春日大社	奈良県	式内社・官幣大社
中七社			
8	大原野神社	京都府	官幣中社
9	大神神社	奈良県	式内社・官幣大社
10	石上神宮	奈良県	式内社・官幣大社
11	大和神社	奈良県	式内社・官幣大社
12	広瀬神社	奈良県	式内社・官幣大社
13	龍田大社	奈良県	式内社・官幣大社
14	住吉大社	大阪府	式内社・官幣大社
下八社			
15	日吉大社	滋賀県	式内社・官幣大社
16	梅宮大社	京都府	式内社・官幣中社
17	吉田神社	京都府	官幣大社
18	廣田神社	兵庫県	式内社・官幣大社
19	八坂神社	京都府	官幣大社
20	北野天満宮	京都府	官幣中社
21	丹生川上神社	奈良県	式内社・官幣大社
22	貴船神社	京都府	式内社・官幣中社

県内の「総社」

【備前国】

総社宮（岡山市中区 祇園）

【備中国】

總社（総社市総社）

【美作国】

總社（津山市総社）

この他にも社名が「総社」又は「総社八幡神社」等の神社が数社存在するが、何れも郡や村単位としての「総社」である。

幣 帛

広義には神に奉るものの総称であり、狭義には神饌を除いた奉り物を言う。その主たる物は布帛の類である。「帛」は布の意味であり、古代においては貴重であった布帛が神への捧げ物の中心となっていたことを示すものである。「みてぐら」「幣物」とも言う。明治8年に定められた「神社祭式」では、幣帛として布帛などの現物のほか、金銭を紙に包んだ「金幣」を加えることとされた。

現在、全国の神社の例祭には神社本庁から金銭が「幣帛料」として供えられている。



石上布都魂神社（備前一宮）
素盞鳴尊が八俣大蛇を退治した剣が奉納されたと伝えられている。平成5年拝殿改築。（旧郷社）

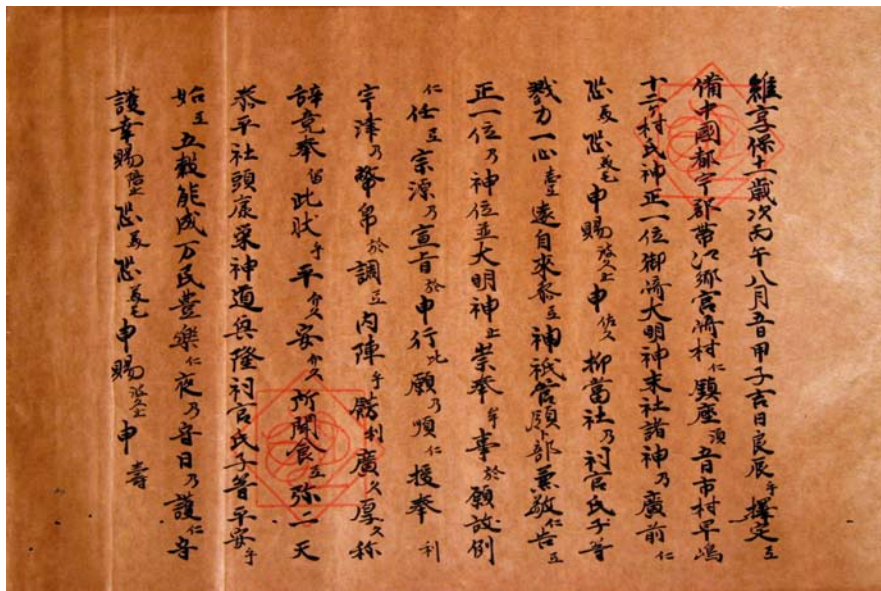


吉備津彦神社（備前一宮）
承和10年（843）神階一品を賜った。昭和5年本殿、随神門を残し社殿が全焼したが、昭和11年再建された。（旧国幣小社）

神祇官領から賜った幣帛が納められた木箱。表面に「備中国都宇郡帯江郷宮崎村五日市村早嶋十二ヶ村氏神 正一位御崎大明神幣」と墨書されている。



正一位を賜った際に奏上した祝詞（のりと）



社 格

社格制度は、神社の等級・格式を表すもので、上代には「天津社」（高天原の神及びその子孫の神である天津神を祀る神社）及び「国津社」（天孫降臨以前から国土に住みその土地を守護する神及びその子孫の神である国津神を祀る神社）とに分けられていた。

奈良時代には祈年祭に奉幣（神に幣帛を奉る事）がある事を基準として神祇官から奉幣を受ける「官幣大社」・「官幣小社」、国司から奉幣を受ける「国幣大社」・「国幣小社」に分けられた。平安時代になると延喜式が制定され、延喜式神名帳に記載された「式内社」とそれ以外の「式外社」とに分けられた。

平安中期以降には、「一の宮の制」、「総社の制」、「二十二社の制」等があった。

「一の宮」の制
一の宮は国司が任国に赴任した時に、神拝と称する神社巡拝を行わなければならなかった。その際に、国中で最も有力な神社を「一の宮」と呼ぶようになり、最初に参拝した。国によっては「二の宮」、「三の宮」も存在し

たが、明確な規定は無く神社の盛衰によるため時代によって定められた神社は変遷した。

「総社」の制

国司の神拝の際に、任国内の全ての神社を巡拝してまわるには長い日数がかかるので、国府の近くに国内の神社をまとめて合祀した神社を「総社（惣社）」という。

「二十二社」の制

律令制では、祈年祭などの祭事に朝廷から奉幣が行われる神社が延喜式神名帳などにより多数定められていたが、律令制の衰退などにより次第に少数の特定の神社にのみ奉幣されるようになった。その数と神社は変遷を繰り返しながら、やがて新興の神社も含んだ二十二社が永保元年（1081）頃確定した。

明治から終戦後までは官幣大社、官幣中社、官幣小社、別格官幣社、国幣大社、国幣中社、国幣小社、府県社、郷社、村社、無格社に分けられ、国幣小社以上を官国幣社（内務省直轄）と称し、府県社以下を諸社と称したが、ポツダム宣言受諾に伴い、昭和二十一年二月二日勅令第七一号により廃止された。

現在神社は法的に一律平等であるが、神社本庁では内部的に伊勢神宮を別格とし、本宗（天照大神が皇祖神であり日本人の総氏神であることを示す尊称）として仰ぎ、旧官国幣社と由緒や規模等を審査し、認められた神社を「別表神社」と称し、別表神社とその他の神社に分けられている。